

# 京都教区時報

京都教区広報委員会  
 (編集長 村上透磨)  
 京都教区本部事務局  
 京都市中京区  
 河原町通三条上る  
 TEL 075-211-3025  
 FAX 075-211-3041  
 honbu@kyoto.catholic.jp

Home Page <http://www.kyoto.catholic.jp> 4345

点訳版「京都教区時報」〈無料〉  
 ご希望の方は点訳ネット「レジナ」代表嶽崎(たけざき)裕子さ  
 んまでお申込みください。  
 TEL・FAX 079-431-8601

## 12頁 「国籍を越えた神の国をめざして」改訂版

2019年 司教年頭書簡  
**教会の《もてなし》の使命**  
 ～国籍を越えた神の国をめざして～

カトリック京都司教  
 パウロ大塚喜直

### はじめに

ここ数年、日本は外国人旅行者が急増し、全国各地で外国人と日常的に出会う時代となりました。2020年には東京オリンピック・パラリンピックを控えています。グローバル化が進んだ現代は世界的な移住の時代であり、移住現象は「時のしるし」と言えます。この50年で世界の移民は約3倍に増加し、2億人を超える移住者が母国以外で暮らしています。この移住問題に取り組むため、国際カリタスのマイグレーションキャンペーン「Share the journey」(日本では「排除ZEROキャンペーン」)が実施されています(2017年9月27日～2019年9月まで)。

京都教区においても、ベトナム、フィリピン

の技能実習生が小教区のミサに参加するようになりました。わたしたちは今まで以上に多国籍多文化の共同体づくりについて深く考え、積極的に行動する時だと思い、今年の年頭書簡のテーマを難民移住移動者のことになりました。最初に、聖書の中で外国人に対するおきてを確認し、次に京都教区のこれからの教会共同体づくりについて、基



1  
2019

本のないくつかの精神について、述べてみたいと思います。

なお、日本カトリック司教協議会の社会司教委員会の「国籍を越えた神の国をめざして」2016年改訂版を掲載しますので、合わせてお読みください。

## 1. 旧約聖書の外国人

旧約聖書の中心舞台となるパレスチナは、エジプトからバビロンを結ぶ回廊地域にあり、常に複数の民族や部族が行き交い、この移住現象が救いの歴史の舞台となりました。当時は国ごと民族ごとに固有の神(神々)をもつ宗教国家でした



から、自国以外に住むことは、すなわち「異教の地」に住むことであり、外国人は宗教的にも社会的にも不安定な状態でした。ヘブライ語聖書では、外国人の呼び方に、「ザール」(恐るべき外国人)、「ノクリ」(避けるべき外国人)、「トーシャーブ」(歓迎される外国人)、「ゲール」(尊重される外国人)と4つの言い方がありました。このことは、歴史状況によって、イスラエルの外国人に対する関係が、「恐れ」から「尊重」へ、「敵」から「客」、さらに「友人」と見なされていったことを表しています。

自分の本来の場所、祖国、家から離れて生きる辛さの体験が聖書の人々の原体験であり、それがまさにアブラハムの子孫のエジプトでの奴隷生活でした。この体験は神のおきての一つと結びつき、かつての自分たちの境遇を思い起こさせるだけではなく、その時々神の働きを思い起こさせるものとなりました。「寄留者を虐待したり、圧迫したりしてはならない。あなたたちはエジプトの国で寄留者であったからである」(出エジプト22・20参照、申命記10・19、レビ記19・33〜34)。また、イスラエルの神は、外国人(寄留者)だけでなく、孤児や寡婦など身寄りのない、貧しい人々の叫びに



特に耳を傾けられるので、イスラエルの人々には、そのような人々を擁護するおきてが与えられました。「主はこう言われる。正義と恵みの業を行い、搾取されている者を虐げる者の手から救え。寄留の外国人、孤児、寡婦を苦しめ、虐げてはならない。またこの地で、無実の人の血を流してはならない」(エレミヤ22・3)。

## 2. 新約聖書の《もてなし》のおきて

新約の時代になると、キリストの十字架のあがないによって、散らされている神の子たちが一つに集められ(ヨハネ11・52参照)、イスラエルとそれ以外の

民を分ける隔ての壁は打ち壊されました(エフェソ2・14参照)。ペトロがこう説教しています。「神は人を分け隔てなさらないことが、よく分かりました。どんな国の人でも、神を畏れて正しいことを行う人は、神に受け入れられるのです」(使徒言行録10・34〜35)。キリスト者は、一つのキリストのからだの一部分として生きているのであり、キリストと一つになることで兄弟であり、同じ父の息子となるのです(ローマ8・14〜16、ガラテヤ8・26、4・6参照)。

そこで新約聖書の中では、旅人への《もてなし》がキリスト教的な生活の規範の一つとされました(ローマ12・13、ヘブライ13・2、1ペトロ4・9)。さらに《もてなし》は、教会リーダーの資質として挙げられ(1テモテ3・2、5・10、テトス1・8)、隣人愛を実践する方法として、すべてのキリスト者に強く勧められました(ローマ12・13)。自国にきた外国人を、先入観と恐れを乗り越えて受け入れることは、人をあたたく迎えられるという、人としての当然の義務であるばかりでなく、キリストの教えに忠実であるための信徒のつとめとなりました。わたしは、これを今、教会の福音的《もてなし》の使命と呼びたいと思

います。

### 3. 福音的《もてなし》

聖書がいう《もてなし》とは、単に友人を家に招く接待以上に、深い意味を持っています。《もてなし》のギリシャ語「フィロクセニア」の意味は「見知らぬ人を愛する」です。「もてなしなさい」というおきては、自分から困っている人々のところに行き、その人と人間関係を築きなさい、という呼びかけとなります。「わたしの隣人とはだれか」との質問を受けたときのイエスは、逆に問い返す形で答えられました(ルカ10・25〜37参照)。「わたしの隣人とはだれか」ではなく、「わたしはだれの隣人になるべきか」と問うべきではないのか。たとえ見知らぬ人であっても、助けを必要としている人こそ、わたしが手を貸すべき隣人である。サマリア人にとって、強盗に襲われ瀕死のユダヤ人は「外国人」ですが、サマリア人がこのユダヤ人の「隣人になる」という行動をとるための基準は、国籍ではありませんでした。わたしたちを必要とする人、またわたしたちが助けることのできる人はだれでも、わたしたちの隣人なのです(教皇ベネディク



善きサマリア人のたとえ  
(フィンセント・ファン・ゴッホ)

ト十六世、回勅「神は愛」15参照)。「わたしの隣人とはだれか」と問うこと自体、すでに限度や条件を設けようとしていることとなります。善きサマリア人のたとえば、そうすることが正当かどうかという枠をこえて、みずから進んで、限度を決めずに、その人との関わりを大切にすることを教えています。キリスト者は外国人に対してだけ、この福音的《もてなし》を実践するのではなく、人生で出会うすべての人に《もてなし》の手を差し伸べる使命を帯びているのです。つまり、《もてなし》は、人間のいのちに仕えるキリスト者の尊い使命なのです。

### 4. キリストとの出会い

福音的《もてなし》は、相手に対する愛を表し、キリストに対する愛を示

すことを意味します。「見よ、わたしは戸口に立って、たたいている」(黙示録3・20)。外国人がわたしたちの家の扉をたたくとき、それはイエス・キリストと出会うための大切な機会です。信仰者にとって、他者を受け入れるということは単なる博愛主義ではなく、すべての人の中でキリストと出会うことを意味します。キリストは、わたしたちの隣人の中で、とくに貧しい人、助けを必要としている人、弱く、無防備で、社会から除け者にされている人の内において、救いの手が差し伸べられるのを待っているのです。こうして、わたしたちは、生涯が終わるとき、兄弟姉妹の「もっとも小さな



外国の方と共に(山城ブロック)

者」のために果たした愛の実践によって、裁きを受けることを忘れてはなりません(マタイ25・31〜45参照)。

旧約時代は、アブラハムの子孫たちにとって、約束の地カナンでは外来者、巡礼者でした。「土地はわたしの土地に寄留し、滞在する者にすぎない」(レビ25・23)。新約時代のわたしたちは、どこで生まれ、どこで暮らしていても、天の母国の住民であり、聖なる民に属する者、神の家族として(エフェソ2・19)、地上に永住するところはなく、旅人として生き(1ペトロ2・11参照)、いつも最終目的地へ向かいつつける巡礼者としての存在です。第二バチカン公会議は次のように断言しています。「神は全人類を地上の至るところに住ませられたので(使徒言行録17・26参照)、すべての民族は一つの共同体をなし、唯一の起源を有する。また、すべての民族は唯一の終極目的をもっており、それは神なのである」(第二バチカン公会議『キリスト教以外の諸宗教に対する教会の態度についての宣言』1)。このように、福音的《もてなし》は、地上を旅する神の民の使命として、現代の移住の時代において、ふたたび重要性をもつようになってきました。

## 5. 移住する権利

人には、自分の祖国を持ち、自分の国に自由に住み、自国の言語的・文化的・倫理的遺産を保ち発展させ、自分の宗教を公に告白し、いかなるときにも人間としての尊厳を認められ、ふさわしく扱われる権利があります。一方、人には移住する権利もあります。カトリック教会も、あらゆる人に、いろいろな動機で



難民移住移動者セミナー in 京都

自分の国から出る可能性と、よりよい生活条件を求めて他の国に入る可能性の両面があることを認めています(教皇ヨハネ・パウロ二世、回勅「働くことについて」23)。昨今の移住時代にあつて、他国に移住していく権利を認めるとともに、他国から移住してくる権利を、国際社会は法的にも認めなければなりません。教会は、自国では生活できずに安定を求めてやって来る外国人を、より豊かな国々は可能な限り受け入れる義務があると教えています(「カトリック教会のカテキズム」2241)。

### 6. 移住者に無関心ではいけない

ナザレの聖家族が初めにどのような拒絶を体験したかを思い浮かべましょう。マリアは泊まる場所がなかったので、「初めての子を産み、布に包んで飼ひ葉桶に寝かせました」(ルカ2・7)。イエスとマリアとヨセフは、ヘロデの権力欲に脅かされ、エジプトに逃れて避難し、祖国を離れて移住者となる経験をしました(マタイ2・13〜14参照)。現代のキリスト者にとって、移住者の存在は、福音的なチャレンジを促します。移住者の中には、劣悪な生活条件やあらゆる種類

の危険から逃れようとしている難民も含まれています。「お前たちは、わたしが飢えていたときに食ませ、のどが渇いていたときに飲ませ、旅をしていたときに宿を貸し、裸のときに着せ、病気のときに見舞い、牢にいたときに訪ねてくれた」と、イエスは困窮する人は自分のことだと言います(マタイ25・35〜36)。教会は、このキリストの教えを絶え間なく提示するだけではなく、その教えを「時のしるし」に適合させていかなければなりません。

教皇フランシスコは、世界各地で莫大な難民が日々こうむる非人道的なあつかりを憂い、「あなたの兄弟に何をしたの

か。お前の弟は、どこにいるのか。お前の弟の血が、わたしに向かって叫んでいる」という創世記の問い(4・9〜10参照)が時を超えて、国際社会に向けられていると警告されます。「移住者冷遇は偽善です。主は、わたしたちの目を通して、兄弟姉妹たちの困窮を見つめ、わたしたちが手を差し伸べ、わたしたちが声を上げて不正義に抗議することを望んでおられます。沈黙は共犯です」と断言されます(2018年7月6日、難民たちのためのミサ)。

わたしたちは、ニュースで報じられる世界各地の難民と避難民に無関心であつてはなりません。生命の危険と不安定な状況の中で生活し、社会から取り残され、排斥される最も弱く無防備な人々を見捨てておくわけにはいきません。移住者の困難な実情と、難民の過酷な状況について、常に関心をもっていることは、わたしたちキリスト者の務めです。

### 7. 国境のない普遍的教会

教会はカトリック(普遍的)であるので、一致と愛と平和を世界に広め、宗教の違いをこえ、あらゆる民族的な排除や人種差別をなくし、地元民も移住の外国



バンギの難民キャンプ

人も平和的に平等に共生する社会を築く使命を帯びています(教皇パウロ六世、回勅『エクレジウム・スアム』参照)。「日本の教会」というとき、それは「日本人の教会」(Church of Japanese)ではなく、「日本にある教会」(Church in Japan)という意味です。日本が多文化共生社会になっていく中、わたしたちキリスト者が福音的《もてなし》を實踐し、率先して「出会いの文化」を生み出す努力をしなければなりません。これは



国際ファミリーデー

教会にとって、する・しないの選択可能な付け足しの活動ではなく、教会の本来の使命として義務づけられたものです。今こそ、すべての人に開かれた教会という本来の姿を証しするときです。自分たちの小教区に来る外国人の信徒は、お世話をする対象という以上に、互いにキリストの兄弟姉妹として、一つの共同体を築く信仰の仲間なのです。京都教区のわたしたちも、外国籍の信徒への関心をつよめ、寛容さを示しながら、お互いに対話の道を根気よく続けていくことが大切です。

## 8. 「気兼ねなく滞在できる家」小教区

小教区を意味するギリシャ語の「パロイキア paroikia」(英語の parish の語源)は、新約聖書で寄留者の意味で最もよく使われる「そばに住む」(パロイオオ paroikeo) という動詞から派生してできたことばです。小教区教会は、やって来るすべての人を喜んで迎え入れて、だれをも差別せず、だれも部外者とならないところです。教会はすべての人のための家庭であり、特に労苦する人、重荷を負う人にとって、我が家のように安心してくつろげる場所であればなりません。



外国の方と共に(三重北部ブロック)

移住してきた信徒たちにとって、宗教(カトリック)は生活にとって欠かせないものであるだけでなく、アイデンティティーや出身国の民族性の基盤であることも理解しましょう。「移住家族に對しては、彼らがどこにいても教会の中に自分たちの故国を見いだすことができるように配慮すべきです。これは多様性と一致のしるしである教会の本質的な務めです」(教皇ヨハネ・パウロ二世、使徒的勧告『家庭』77)。一つの小教区内で、地元の信徒と移住者のグループとの

間で、便宜上の「棲み分け」をしてはいけません。それでは、より深い交流の可能性を閉ざし、表面的な関係にとどまってしまう。むしろ、工夫と努力を惜しまず、ともに活動する機会を重ねて、相互に信仰において豊かな道を探求すべきです。その一つの例として、京都教区でも、ラテンアメリカからの移住信徒のおかげで、30年前には知られていなかったブラジルの「アッパレシーダの聖母」のお祭りや、ペルーの「セニョール・デ・ロス ミラグロス」(奇跡の主)のお祭りなどを一緒にお祝いするようになりました。地元の信徒はともに祝うことによって、それぞれの国の教会の伝統と信心に触れ、カトリックのより豊かな霊性を知り、教会の普遍性を体感できるようにになりました。多国籍の共同体づくりで目指す交わりと一致とは、移住者の自らの文化的アイデンティティを忘れて去ってしまうような同化を意味しているわけではありません。むしろ、地元信徒は、交流を通して移住者をもつ素晴らしい信仰のエネルギーを感じて、神の賜物としてのお互いの信仰のルーツをもっと良く知り合うようになります(教皇庁移住・移動者司牧評議会、指針「移住者へのキリストの愛」2、42、43、62、80、

89参照)。

## 9. 外国籍の信徒のみなさんへ

京都教区の外国籍の信徒のみなさん、あなたがたは、カトリック信仰をもって日本に来たので、特別な意味で宣教師です。日本は、みなさんの国のようにキリスト教文化の根がないので、信仰を生きようとするのが難しく感じられるでしょう。また、現代社会は、ますます生活と人生から、神と教会の教えを排除しようとしています。そのような環境で、信仰の感覚を失ったり、教会の一員としての自覚を失ったりするような誘惑に負けないでください。京都教区のわたしたちは、み



なさんと出会って、信仰が人生にもたらす喜びと底力と、身についた信仰を日常で生きることの大切さを、あらためて学んでいます。家族を大切に、家庭で祈り、こどもたちに信仰を伝え、生活のあらゆる場面で神の保護を祈り、感謝と希望を忘れない生き方は信者の模範です。みなさんが母国語で霊的司牧と養成をより頻繁に受けたいという望みはよく理解しますが、地元の教会との交わりも大切にし、より豊かな教会共同体づくりに協力してください。

信仰の旅路で、亡命さえ体験したマリヤは、わたしたちの人生の旅路のあらゆる瞬間において、母として、わたしたちのそばにおられます。主イエス・キリストが、母マリアとともに、自分の土地を離れ、愛する人々と別れなければならなかったすべての人々の涙をぬぐい、いやしを与えてくださいますように。そして、世界中の旅路で、移動している人々の心に希望をもたらしてくださいように。移民と難民のために働くすべての人とともに歩んでくださいますように、祈りましょう。



# 京都教区時報



## 「国籍を越えた神の国をめざして」改訂版

### 「国籍を越えた神の国をめざして」再版にあたって

日本カトリック司教協議会社会司教委員会は1992年11月5日、「国籍を越えた神の国をめざして」というメッセージを発表、1993年1月20日付で冊子を作成し、日本の教会全体に呼びかけました。

当時は日本に外国人移住者が増えつつあった時期であり、教会にも外国籍信徒が多く訪ねるようになりました。それに対応して外国語ミサも定着し始めました。日本人の信者は同じ信仰を持つ仲間が増えることに喜ぶ一方で、異文化の受け入れにとまどいを感じ始めていました。地方の小さな教会では日本人よりも外国人のミサ参加者が多くなり、外国人中心の教会になるところも出てきました。そのような状況の中で、日本の教会が難民移住移動者を友として受け入れ、その思いに寄り添うように呼びかけたのです。

それから20年以上がたち、外国人の置かれている状況は大きく変わってきました。リーマンショック後に多くの労働者が帰国されましたが、国際結婚などで定住する人も増え、移住者も世代交代が始まっています。自治体レベルでのサービスも充実してきました。その一方で、ヘイトスピーチなどの排外主義の広がりや外国人差別・政府の難民対策など、以前と変わらないもの、以前よりも悪化しているものもあります。

社会司教委員会では日本の教会の皆さんにいま一度、多国籍・多文化の共同体のありかたについて考えていただくために、初版当時から事情が変わった部分を難民移住移動者委員会が確認し、データや文章の一部修正・説明を加えて、この冊子を再版する運びとなりました。当時と現在の状況を比べながら、すでに実現されたこと、いまだ実現されていないこと、近年あらたに課題となってきたことなどを共同体で分ち合い、考え行動につなげていただければ幸いです。

2016年9月25日

日本カトリック司教協議会社会司教委員会 委員長 浜口末男

### 兄弟姉妹である皆さん

教会は移動する人々をあたたかく迎え入れ、奉仕する使命をもっています。わたしたち司教は、これらの責務を改めて確認し、ここにメッセージを発表することにいたしました。

### 移住—出会いの旅

1. 「移住」は、救いの歴史、また神の国の発展に深いかかわりがある社会的現象です。先祖アブラハムは神の命令により、祖国を離れてカナンの地へと旅立ちました。それ

は、救い主を準備したイスラエルの民がカナンの地に定着するためでした。そして、救いの完成である神の国の到来まで、神の民の旅は続いています。

かつて日本が貧しかったとき、北米、南米、アジア諸国に、およそ百万人もの人々が日本から移住しました。現在、日系人と呼ばれる人々の子孫は350万人余（公益財団法人海外日系人協会ホームページより、2014年現在推定）におよび、そのなかにはカトリック信者も少なくありません。近年、豊かになった日本を訪れるさまざまな国籍の人々が急増しています。そのうち、日本に在留している外国人は、非正規滞在者を含めておよそ230万人（法務省ホームページより）といわれています。これらの人々のなかにはカトリック教会を訪れる人も多く、カトリック信者は少なくとも41万人以上と推定されます。今日、日本の教会は次のような在日、滞日外国人と絶え間なく出会い、とくにさまざまな理由で支援、保護、援助を必要としている人々とかかわっています。

- ①外国人移住労働者とその家族
- ②国際結婚による外国人配偶者
- ③外国にルーツをもつ子ども
- ④技能実習生
- ⑤留学生
- ⑥戦前、戦中の植民地時代に出稼ぎ、または強制連行によって  
日本に来た韓国・朝鮮・台湾・中国の人とその子孫
- ⑦難民
- ⑧寄港する各国の船員
- ⑨人身取引の被害者
- ⑩刑務所や入管施設に収容されている外国人

このような人々との出会いによって、わたしたちがともに祈り、ともに生きる教会や社会をめざすならば、日本の教会と社会に福音的変革がもたらされると思います。

## 出会いのなかのおもな問題点

2. 現実の日本の社会では、人種、性、言語、文化、生活習慣、宗教などの違いに対する無理解から、差別や排外主義をさらに深める現象が見られます。教会では外国籍信徒の増加にともなって理解が深まってきましたが、まだそのような動きも見られます。一方、外国から移住してきた人々とその家族は、社会的基盤がなく、生活状況が不安定であるため、家庭、職場や地域社会から疎外されがちです。多くの人々が、日本の法律によって保護されていないために、弱い立場におかれ、非人道的な扱いを受けることもあります。

現在、日本の「出入国管理及び難民認定法」（入管法）は、外国人の在留について27の資格を定めています。また、在留資格ごとに許される活動を厳しく規制しています。この30年の間に国際結婚などで定住、永住する人々も増加しましたが、彼／彼女らに、日本人と同等の権利は保障されていません。このような状況のもとで多くの問題が生じています。そのおもなものは、日本の労働力不足をおぎなうために苛酷な労働を強いられる技能実習生への搾取、国際結婚女性の地域での孤立やドメスティックバイオレンス（DV）などの暴力の被害、外国にルーツをもつ子どもたちの疎外、非正規滞在者の入管収容施設での非人道的な扱い、難民の認定の少なさなどです。また近年、全国各地のヘイトスピーチに代表される排外主義の広がり大きな社会問題となっています。

## 「違い」を超えて—教会の普遍性のあかし

3. わたしたちキリスト者は、キリストにおいて一つとなるように招かれています。日本の教会にとって、今がその好機であることをけっして見失ってはなりません。教会はあらゆる世代の人々が、地域、生活習慣、文化の違いを超えて、互いの相違を包容していくべき共同体です。互いの違いから生じる摩擦と痛みを体験することにより、共同体として回心の機会が与えられます。この回心を伴うかかわりによって、教会共同体は多様性による豊かさを身につけることができるのです。このように違いをとおして生きようと努力することは、他者に対して自分の生活形態を押しつけるという同化を強いることではなく、共に生きる新しい社会、文化を生み出すことになるでしょう。

教会にとって、だれもがキリストにおける兄弟姉妹なのです。日本の教会は、けっして日本人だけの教会ではありません。その意味で難民移住移動者を歓迎するにとどまらず、さまざまな違いを越えて、ひとつの共同体をつくり上げていく努力によってこそ、普遍的な教会を社会にあかしすることができるのです。

異なる国籍の人々との出会いをとおして、新しい人間性を築いていく神の国をあかししていきます。ガラテヤの信者にあてた聖パウロの次の教えは、まさに現在のわたしたちへのメッセージでもあります。

「あなたがたは皆、信仰により、キリスト・イエスに結ばれて神の子なのです。洗礼を受けてキリストに結ばれたあなたがたは皆、キリストを着ているからです。そこではもはや、ユダヤ人もギリシア人もなく、奴隷も自由な身分の者もなく、男も女もありません。あなたがたは皆、キリスト・イエスにおいて一つだからです」(ガラテヤ 3・26-28)

教会を訪れる人、また教会がかかわるすべての人が、キリストに出会う者の喜びを分かち合うことができれば幸いです。

## 日本の教会の課題

4. 多くの国の人々が家族や祖国を離れ、民族、宗教、言葉、文化の異なる日本へ移って生活している現実、今も変化し続ける「時のしるし」です。この「時のしるし」は、国籍を越えた神の国をめざしている日本の教会にとってのこれからも続く挑戦でもあり、福音宣教の新しい展開の可能性を指し示すものでもあります。現に、日本の各地で多数の信徒、修道者、司祭が献身的なかかわりをもち続けていることは社会の中でも高く評価されています。しかし、時のしるしへの対応は、一部の信者だけのわざでなく、日々日本の教会全体が取り組まなければならない課題です。そのおもなものは次のとおりです。

### a. 市民運動や行政とともに取り組む課題

①多発している人権侵害に対して、率先して人権擁護のために働く。医療、労働災害、不当解雇、賃金不払い、就職、住居探し、超過滞在者の在留許可・収容・強制送還、国際結婚のなかのDV、外国にルーツをもつ子どもの教育などの問題のために働き、協力する。

- ②国際結婚の家庭に必要な支援について、彼／彼女らと対策を考える。日本で生活していくうえで助けとなる、法律の知識、日本の生活習慣や料理、日本語などについてのオリエンテーションやセミナーを企画する。
- ③シェルター（緊急避難所）を設置し、市民グループと連携して共同使用できるように努力する。
- ④現「出入国管理及び難民認定法」のもとで非正規とされ、人権を無視されている人々が「正規化」されるように取り組む。
- ⑤「出入国管理及び難民認定法」が基本的人権に基づいた法令となるように取り組むと同時に、差別と排外主義をなくし、外国人の人権が尊重されるための基本法である「人種差別撤廃基本法」「外国人住民基本法」の法制定に向けた運動に取り組む。
- ⑥1990年12月18日国連総会で成立した、「すべての移住労働者とその家族の権利保護に関する条約」について教会の信者も学び、日本においても批准されるように、市民の運動とともに取り組む。
- ⑦移住者の送り出し国・受け入れ国・通過国の諸関係そして経済的・政治的背景、その他の課題について、相互の理解を深め連帯していく。

#### b. 教会独自の課題

- ①日本の教会が、多国籍・多文化の共同体であることをあかすできるようにさらに努力する。
- ②各教区および小教区は、難民移住移動者委員会（J-CaRM）の協力のもと、次の具体策の実現に努力する。
  - ・外国籍信徒が積極的に典礼や秘跡に参加できるように、彼らの信仰表現を尊重しながら共同体としてふさわしいあり方を築いていく。外国語の典礼書も備えつけ、信仰教育に必要な研修会なども計画する。
  - ・国籍にかかわらず小教区の一員であるので、互いのコミュニケーションを図っていく。また誰もが共同体をともに作っていく責任があるので、できるだけいずれかの小教区に籍を置くことができるよう働きかける。
  - ・外国籍信徒が情報から疎外されることがないように、できるだけ通訳・翻訳が行われるよう配慮する。
  - ・誰もが母国語でミサに参加できるよう、外国語ミサ実施への配慮が必要である。外国語ミサは小教区が主体となって計画することが望ましい。その際、小教区共同体と分離しないようにする。
  - ・誰もが、特に外国籍信徒も教会の会議や行事に主体的に参加できるよう配慮する。
  - ・各教区に相談窓口が開設され、具体的な対応がなされることが望ましい。
  - ・教会としても、外国人が直面するさまざまな問題に対応できるような体制・ネットワークを作っていく。

以上の事項について、さまざまな場で、神学校や信徒・修道者・司祭の養成の場で、可能なことから積極的に実施していきましょう。

国籍を越えた神の国の実現をめざすわたしたちの努力のうえに、全人類の父である神の豊かな祝福を祈りつつ。

2016年9月25日  
日本カトリック司教協議会  
社会司教委員会